

(資料1) 合意までの流れ

飯塚病院 院外処方における包括的事前合意（問い合わせ簡素化）プロトコル

2026年2月25日

保険薬局の皆様

『院外処方における問い合わせ簡素化プロトコル』合意までの流れ

【本取り組みへの参画を希望される場合】

本プロトコルの実施にあたっては、各保険薬局と当院（契約名は院長）との合意書の締結が必要となります。合意契約を希望の場合は、下記に従ってご対応お願いいたします。

1. 合意書の締結を希望する薬局は、プロトコルの内容をよく確認の上、合意書を作成する。
2. 「合意書」をダウンロードし印刷する。
3. 合意書には、必要事項（下線___箇所）を記入し、押印する。
4. 作成した合意書は2部（病院用、薬局用）とも 飯塚病院薬剤部 宛に郵送してください。
一緒に、宛先を記載した返信用封筒の同封をお願いします。

合意書の送付先

〒820-8505 飯塚市芳雄町 3-83

飯塚病院 薬剤部

* 「合意書在中」と記載してください。

5. 飯塚病院は、保険薬局から合意書が到着後、不備がないか確認する。
締結日を記入し、院長印が押印された薬局用の合意書1部を返送する。
6. 保険薬局は、返信された合意書を受領後、本プロトコルに基づいた運用が可能となります。
7. 本プロトコルにより変更調剤を行った場合は、規定した（様式2）プロトコル連絡用紙に漏れなく記載し、薬剤部薬務室までFAXで送付してください。
その際は送信間違いに十分注意してください。

FAX 送付番号 0948-29-8077（飯塚病院 薬剤部 薬務室）